

畜産とくつく情報

平成23年10月3日（通算第149号）

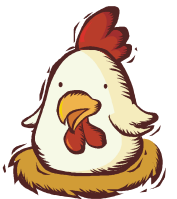
問い合わせ先長野県庁

園芸畜産課 電話 026-235-7233

高病原性鳥インフルエンザの特定症状を確認した場合の届出の義務について

家畜伝染病予防法の改正にともない、高病原性鳥インフルエンザの早期発見・早期通報のため、下記の症状1、2のうち1つ以上呈した家畜を発見した家きん飼養者又は獣医師は、すぐに家畜保健衛生所へ特定症状が認められることを届けることが平成23年10月1日より義務付けられました。**特定症状を呈した家きんを発見したときは家畜保健衛生所までご連絡ください。**

対象家きん 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥



症状1

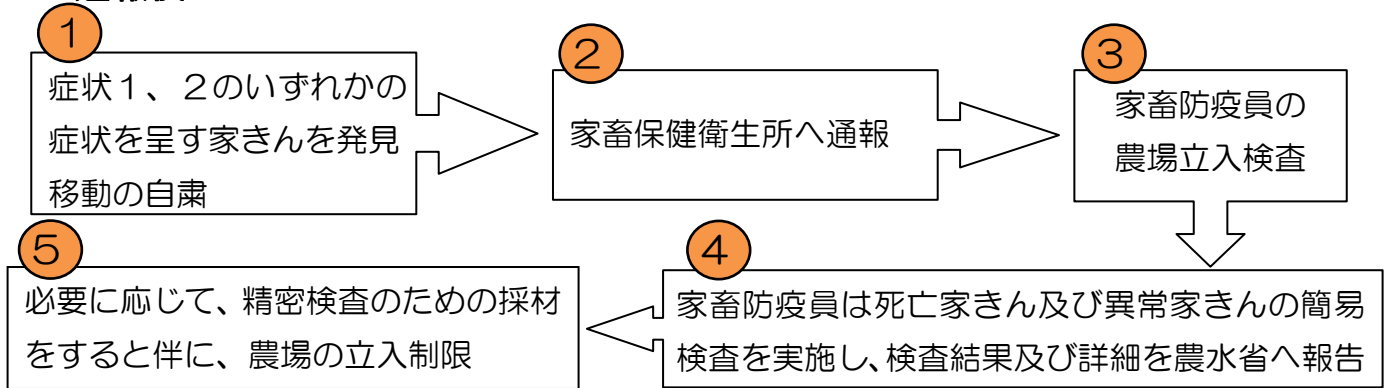
同一畜舎内における1日の死亡率が過去3週間の平均値の2倍以上になった場合

症状2

鳥インフルエンザ用簡易検査キットでウイルス抗原陽性になった場合
又は
鳥インフルエンザ用エライザキットでウイルス抗体陽性になった場合

（不適切な飼養管理、急激な気温の変化、火災、風水害及び非常災害等死因が明らかな場合を除く）

<通報後のフロー>



異常の通報
はこちらへ

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		

家畜伝染病予防法の改正に伴う、疑問・質問は担当家畜保健衛生所までお問い合わせください。

飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告について

家畜伝染病予防法の改正に伴い、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養者は、毎年、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する事項について、家畜保健衛生所を経由して、都道府県知事に報告することが平成 23 年 10 月 1 日より義務付けられました。

飼養衛生管理基準が定められた家畜		報告期限(※1)
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのしし		毎年4月15日まで
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥		毎年6月15日まで
飼養頭羽数の基準		
牛、水牛及び馬		1頭
鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし		5頭
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥		99羽
だちょう		9羽
飼養頭羽数の基準を超える飼養者の報告事項（毎年2月1日時点）		
①飼養している家畜の種類及び頭羽数		
②畜舎及びふ卵舎の数		
③飼養衛生管理基準の遵守状況		
④飼養衛生管理基準を遵守するための措置の状況		
飼養頭羽数の基準以下の飼養者の報告事項（毎年2月1日時点）		
①飼養している家畜の種類及び頭羽数		
定期報告様式		
別途、家畜保健衛生所から配布		

※1 平成 23 年分は、10 月 1 日時点における、家畜の種類、頭羽数、畜舎及びふ卵舎の数を、平成 23 年 12 月 15 日までに、家畜保健衛生所へ定期報告書の提出をお願いします。

鳥インフルエンザ対策を万全にしましょう

県内に冬鳥が飛来する季節になりました。昨年 11 月から 3 月にかけて日本国内、9 県 24 農場で H5N1 亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しましたが、国内侵入経路のひとつとして野鳥の飛来による可能性が指摘されています。鳥インフルエンザ発生防止対策に万全を期してください。

平成 22 年度高病原性鳥インフルエンザ発生に係る疫学調査の中間とりまとめの概要

国内へ の侵入経路	渡り鳥等の野鳥によって国内に持ち込まれた可能性	鳥 イン フル エン ザ 発 生 予 防 対 策	野鳥・野生動物の侵入防止
	人や物を介して農場に持ち込まれた可能性		人・車両を消毒しウイルス侵入防止
ウィルス株の 特徴	国内で分離されたすべてのウィルスは近縁	鳥 イン フル エン ザ 発 生 予 防 対 策	飲用水・飼料の汚染による侵入防止
	昨年末に韓国で多発したウィルス株と国内で分離されたウィルス株の HA 遺伝子の塩基配列が 100%一致		家さんの健康観察 飼養衛生管理の確認